# 令和3年度第8回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月16日(火)

午前9時30分 ~ 午前11時30分

場 所 川棚公民館 2階講堂

## 会議構成員及び現在総数

会議構成員18現在数18出席総数17欠席総数1

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

### 本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか4名

傍聴人:3名

### 事務局 (大和事務局長)

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名でございますが、本日は17名が出席、1名が欠席しておられます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 議長(山田会長)

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。 本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第8回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号6番 岡本住子委員と、議席番号7番 下田敏純委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局(白田事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、畑1筆、合計面積は1,843㎡、位置図は3、4ページ、

公図は、5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から南東へ約750mに位置している、農業振 興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、耕作及び維持管理が出来ない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

譲受後は、利用権設定により、譲受人が構成員である農事組合法人が、水稲や 野菜を栽培する予定でございます。

なお、現在、譲受人は、所有農地の全てを耕作予定者である農事組合法人に貸し付けており、自己耕作地はございませんが、貸付地の耕作面積が下限面積を超えており、農地法第3条第2項第5号には該当いたしません。

また、当該法人は、当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることから、例外的に許可の対象となるものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目はm1筆、面積は50 m、位置図は6、7ページ、公図は8ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線幡生駅から北へ約1.1kmに位置している、市街化 区域内にある農地でございます。

申請理由は、譲渡人が、農業後継者である息子の譲受人に贈与するものでございます。

申請地は、譲受人の自宅からの距離に位置しており、譲受後は、譲渡人の所有地である隣接地と合わせて水菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は548㎡、位置図は9、10ページ、公図は11ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南西へ約3.6 kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は水稲を栽培する予定でございます。 贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田4筆、畑3筆、合計面積は5,924㎡、位置図は12ページから16ページ、公図は17ページから22ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から南西へ約3.1kmから約3.7kmに位置する農地で、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 は過去に農業公共投資の対象となった農地で、 は農業振興

申請理由は、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

地域内の農用地で、残りの2筆は、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置しており、譲受後は、水稲や果樹及びサツマイモ等の野菜を栽培し、 では梅を植栽する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有 しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがない ことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしている と考えられます。

以上でございます。

#### 議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、 譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

1番の案件について、議席番号3番 江村 卓三委員、報告をお願いします。

#### 江村卓三委員

3番の江村です。議案第1号1番について、調査結果を申し上げます。さる1 1月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。申請内容 は、農地等権利移動許可でございます。譲渡人が耕作及び維持管理ができないこ とから、譲渡人が以前住まわれていた同じ自治会の譲受人が要望したものでご ざいます。譲受人は、以前、自治会役員をするなど住民の世話をよくされ、農業に対しても、農業組合法人の構成員として協力的な人柄で、譲り受ける農地すべてを法人の事業にお願いされていますので、問題ないと考えます。どうぞご審議をよろしくお願いします。

## 議長 (山田会長)

続きまして、2番の案件について、議席番号5番 田﨑 育子委員、報告をお願いします。

#### 田﨑育子委員

5番の田﨑です。2番の案件について申し上げます。11月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。申請地は、垢田地区のなかでも山の田に隣接していて、住宅に囲まれたなかにありました。譲受人は、退職後、農業を継ぐために、隣接する農地を一体的に耕作し水菜栽培を計画しています。譲渡人と譲受人は親子です。相続によるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長(山田会長)

続きまして、3番及び4番の案件について、議席番号17番 岩本 憲慈委員、報告をお願いします。

#### 岩本憲慈委員

17番の岩本です。3番と4番の案件についてご報告いたします。すぐる11月5日、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。各譲受人は、長年、農業に従事しておりまして、耕作に必要な機械等も全部揃っております。この度、譲渡人からの要望に応えるかたちで贈与を受け、経営規模の拡大を図るもので、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 田﨑育子委員

会長。

#### 議長 (山田会長)

はい。

#### 田﨑育子委員

先ほど、2番の案件の報告の際に、相続と申しましたが、贈与の間違いでした。

## 議長 (山田会長)

わかりました。みなさん、ご了承をお願いします。

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による 許可について」、原案のとおり許可することと決しました。

### 議長(山田会長)

次に日程第2「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。

なお、1番の案件については、議案第3号の1番と密接に関連しているため、 併せてお諮りすることとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局(白田事務局次長)

まず初めに、議案3号1番について、ご説明いたします。

総会議案書78ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は79、80ページ、申請時の公図は81ページ、現在の公図は82ページ、変更前の土地利用計画図は83ページ、変更後の土地利用計画図は84ページをご覧ください。

総会議案書82ページをお開きください。

変更理由は、土地利用計画の変更で、議案第2号1番の開発計画に伴い、計画面積から、法面部分であるの64㎡を除外し、議案第2号1番の宅地敷地として利用するためでございます。

は、議案第2号1番では、一体利用地となります。

続きまして、議案第2号1番についてご説明いたします。

総会議案書23ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は30、31ページ、公図は32ページで、土地利用計画図は33ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南西へ約460mに位置している、農地法施行令第15条及び農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するものでございます。 申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進んでおり利便性も良いこ とから、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者がい ない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」 に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、 事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供するこ とが確実であると判断しております。

一体利用地は、議案第3号1番でご説明いたしました、譲受人の所有地であると法定外公共物加工部分のみで、法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しています。

また、住宅12については、標準的な建物の建ペい率が22%以上となっており、住宅11についても、土地売買契約書の特約条項にて22%以上の建築物を建築する旨の記載があることから、建ペい率からみても計画面積は適当であると判断いたしました。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は公共下水道で処理される予定で、雨水のみ に設置済みの道路側溝に放流されますが、譲受人が持分を所有しており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

また、開発許可と同時施行とし、議案第3号1番の承認日と同日許可といたします。

23ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は34、35ページ、公図は36ページ、土地利用計画図は37ページ をご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約4kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和3年度第3回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご審議いただき、意見なしとした案件で、令和3年7月27日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更になったことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、農業用施設で、農機具倉庫1棟、駐車場5台分及び育苗作業場を 整備するものでございます。

申請理由は、効率的な農作業を行うため、経営農地の中心に位置し、市道にも接している申請地に計画したもので、借受人の要望に貸付人が応じたものでございます。

賃借権の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断いたしました。

なお、土地利用計画図の北西側に、歩行者進入路と記載されている部分を、関係者の出入口として利用する計画となっております。

申請地周辺には、農地はございますが道等で分断された農地のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用用排水路に放流されますが、流下量に変化がないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、下関市豊浦町土地改良区から、土地改良区の事業に支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第5条第2項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書24ページをお開きください。3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は38、39ページ、公図は40ページ、土地利用計画図は41ページ をご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から、南東へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、事業用駐車場48台分を整備するものでございます。

申請理由につきましては、現在の駐車場位置に新工場を建築することとなり、

既存工場の隣接地に位置している申請地を選定したもので、高齢で農業後継者 がいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

なお、申請者からは取締役会議事録が提出されており、事務局は、新工場建築 については、確実であると判断いたしました。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、法定外公共物用途廃止部分のみで、担当課の受付印が押印された法定外公共物用途廃止申請書が提出されており確保は確実で、業務用車両の台数も車検証で確認でき、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断いたしました。

申請地周辺には、農地はございますが、道等で分断された農地のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用用排水路や河川に放流されます。また、一部の表面雨水が隣接地にも放流されますが、譲受人の所有地であり、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

24ページに戻りまして、4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は42、43ページ、公図は44ページ、土地利用計画図は45ページ をご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1kmに位置している、過去に 農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12 条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの譲受人が、良好な住宅地で、子育 ての居住環境にも恵まれている申請地に、自己用住宅の建築を計画したもので、 高齢で耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて適当であると判断いたしました。

申請地周辺には、農地はございますが、道で分断された農地のみで、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件も、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務

上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件が許可されることとなった場合、開発許可と同時施行といたします。 総会議案書、25ページをお開きください。5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は46、47ページ、公図は48ページで、土地利用計画図は49ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から南西へ約800mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、申請地に特定建築条件付売買予定地3区画、申請地以外に宅地分譲4区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、交通の便も良く、住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」 に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、 事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供するこ とが確実であると判断しております。

一体利用地の3筆は、譲渡人の所有地で土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、開発区域内の市道及び法定外公共物の加工部分のみで、各申請書が提出されており確保は確実で、標準的な建物の建ペい率及び土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は公共下水道で処理される予定で、雨水の み新設の道路側溝から農業用用排水路以外の水路に放流されることから、周辺 農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

また、本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書、26ページをお開きください。6番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は50、

51ページ、公図は52ページで、土地利用計画図は53ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線梶栗郷台地駅から北東へ約1.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっている集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号2号及び農地法施行規則第40条第1号2号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地4区画を整備するものでございます。 申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進み、子育ての居住環境に も恵まれており、申請地は、県道からの進入にも容易で、住宅の需要が見込まれ ることから、この度の計画に至ったもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたもの でございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」 に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、 事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供するこ とが確実であると判断しております。

一体利用地は道路工事に伴う部分のみで、道路工事施行承認申請書及び道路 工事施行承認の同意書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び標準 的な建物の建ペい率からみて、計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁及び見切壁等を設置する計画となっており、汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、新設の道路側溝から農業用用排水路に放流されますが、水利権者はこの度の計画に同意しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、無断転用案件で、詳細な時期、目的等は不明ではございますが、平成27年頃には造成工事等が行われていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

この度の転用につきましては、第1種農地ではございますが、農地法施行規則 第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者 の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し ており、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基 準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合、農地転用事業者から土地購入者への土地 の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱 要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事 務局にてその都度状況を確認することといたします。

また、許可されることとなった場合、本案件は、開発許可と同時施行といたし

ます。

26ページに戻りまして、7番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は54、55ページ、公図は56ページ、土地利用計画図は57ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ約1.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、母親と同居する為の住宅用地を探していたところ、申請地は、総合病院にも近く、通勤や買物にも便利なことから、この度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は市道占用部分のみで、道路占用許可申請書が提出されており、確保は確実であると判断いたしました。

なお、申請地の北東側と南西側に開発区域外部分、面積、42.03㎡ございますが、開発担当課との協議により除外されたもので、計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用用排水路に放流されますが、取水者に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、本案件が許可されることとなった場合、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書27ページをお開きください。説明の前に議案書の訂正がございます。総会議案書、60ページの公図でございますが、登記面積に誤った記載がございました。正しくは、が、「1,203㎡」、が、「1,203㎡」、が、「1,203㎡」でございます。総会議案書27ページにてご確認願います。大変申し訳ございませんでした。それでは、ご説明いたします。

8番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は58、59ページ、公図は60ページ、土地利用計画図は61ページ をご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から南へ約730mに位置している、過去に農

業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。 転用目的は、事務所及び住宅でございます。

申請理由につきましては、国道に接しており、高速道路へのアクセスも良好な申請地に、資材置場を併設した事務所及び資材の盗難防止等の防犯対策を目的に住宅の建築を計画したもので、高齢で耕作が困難となり農作業の委託先もみつからない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は、譲渡人の所有地で土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、国道及び法定外公共物の加工部分のみで、各申請書が提出されており確保は確実であると判断いたしました。

なお、申請地の南側に開発区域外面積が222.32㎡ございますが、開発担当課との協議により除外されたもので、計画面積は、土地利用計画及び住宅部分の建ペい率からみて、適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の南側に水路等で分断された農地がございますが、申請地よりも高い位置にあり、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

本案件が許可されることとなった場合、開発許可と同時施行といたします。

27ページに戻りまして、大変申し訳ございません。本案件について、議案書の訂正がございます。総会議案書64ページの公図でございますが、字名の記載に誤りがございました。「大坪」と記載しておりますが、正しくは、「 でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、ご説明いたします。9番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は62、63ページ、公図は64ページ、土地利用計画図は65ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約1.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの借受人が、将来のことを考え、実家に隣接している、貸付人である父親の所有地に自己用住宅の建築を計画したものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画及び建ペい率からみて適当であると判断いたしました。

申請地周辺には、農地はございますが、ブロック塀を設置する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、新設の水路から道路側溝に放流されます。

また、雨水は新設水路から道路側溝又は直接道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

番号10番、11番、12番は、隣接地で、転用目的も同じ特定建築条件付売 買予定地でございますので、合わせてご説明いたします。

総会議案書は、28ページ、29ページでございます。10番、11番、12 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

10番の位置図は66、67ページ、公図は68ページを、土地利用計画図は69ページ、11番、12番の位置図は66、70ページ、公図は71ページを、11番の土地利用計画図は72ページ、12番の土地利用計画図は73ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から南東へ約770mに位置している、過去に 農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12 条第1号に該当する「第1種農地」となります

転用目的は、全て、特定建築条件付売買予定地で、10番が4区画、11番、 12番が、各1区画を整備するものでございます。

申請理由については、申請地周辺は、宅地化が進み、閑静な住宅環境で人気があることから、この度の計画に至ったもので、譲渡人が、各譲受人の要望に応じたものでございます。

全て、売買による所有権の移転となっております。

各申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である各譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

11番、12番には一体利用地はなく、10番の一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ペい率からみて、計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策としては、10番の申請地には隣接した農地がございますが、 既存のコンクリートブロック塀で分断されており、北側にも隣接した農地がご ざいますが、申請地内を造成し、法面は芝張りで養生する計画となっております。

- 11番、12番の申請地にも隣接した農地がございますが、既存のコンクリートブロック塀で分断されております。
- 10番、11番の汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されます。
- 12番の汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、既存の道路側溝に放流されます。また、雨水は、新設の道路側溝又は既存の道路側溝に放流されることから、全ての案件について、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

なお、新設予定の側溝へ表面雨水が放流されますが、11番、12番の譲受人 が共有持分を取得する予定で、支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、第1種農地ではございますが、農地法施行規則 第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者 の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し ており、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基 準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合、農地転用事業者から土地購入者への土地 の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱 要領」に定められている 条件を付して許可することとし、住宅が建築されるま での間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

また、全ての案件について開発許可を含む同時許可といたします。

29ページに戻りまして、13番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は74、75ページ、公図は76ページで、土地利用計画図は77ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から南東へ約1.3 kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第1 2条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するものでございます。 申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進行しており、住宅の需要 が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、管理が困難な譲渡人が、 譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、

事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、譲受人の所有地と譲受人が持分を所有して土地で、残りの1筆は、開発行為の同意書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ペい率からみて、計画面積は適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、擁壁を設置し、法面はコンクリート張りする計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに、新設の道路側溝から既存の道路側溝を通り農業用用排水路に放流されますが、地元自治会長に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、第1種農地ではございますが、農地法施行規則 第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者 の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し ており、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基 準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合、農地転用事業者から土地購入者への土地 の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱 要領」に定められている 条件を付して許可することとし、住宅が建築されるま での間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

また、本案件は、開発許可と同時施行といたします。以上でございます。

#### 議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番並びに議案第3号の1番及び5番の案件について、議席番号2番 新久保 克己委員、報告をお願いします。

#### 新久保克己委員

議席2番の新久保です。議案第2号の1番、5番、そして議案第3号の1番の案件について、現地確認の結果を報告いたします。3件ともに、11月4日、農業委員2名と事務局職員2名で、現地確認を行いました。まず、関連があります議案第2号の1番と議案第3号の1番について、報告いたします。申請内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりであります。まず、議案第3号の1番は、昨年10月に農地転用の許可をされたものであります。現地確認時は、10区画のうち、住宅が6棟建築をされておりました。この申請地に接して、特定

建築条件付売買予定地を計画した議案第2号の1番が申請されたため、接続している部分の法面の一部を、新たに住宅として開発するために、除外が必要となったため、議案第3号1番で事業計画変更の申請がなされたものであります。また、議案第2号の1番は、高齢で耕作が困難な譲渡人が、特定建築条件付売買予定地を10区画計画した譲受人の要望に応じたものであります。汚水は公共下水道に、雨水は道路側溝に放流するので、支障はないと思います。

次に、議案第2号5番の案件ですが、この申請地周辺は住宅化が進んでいることから、譲受人が特定建築条件付売買予定地、3区画を計画したところ、耕作が困難な譲渡人が計画に応じたものであります。汚水は公共下水道に、雨水は新設予定の道路側溝に放流するものであります。なお、これに接して一体利用地の3筆があるのですが、これは既に農地転用が行われた雑種地で、譲渡人は同一人であります。ここに4区画の住宅分譲を計画しており、この特定建築条件付売買予定地3区画と4区画の住宅分譲を合わせて開発許可するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長(山田会長)

続きまして、2番及び3番の案件について、議席番号9番 石田 安男委員、報告をお願いします。

#### 石田安男委員

議席9番の石田です。2番、3番の案件について、説明いたします。さる11月4日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。2番の案件ですが、6月の総会で、農業振興地域整備計画の変更に関わる意見決定でご審議をいただいた案件です。今回、休耕状態の田を農用施設用地に転用するための申請がされたものです。借受人は地域の農事組合法人で、現在、法人所有の倉庫はなく、スペースのある組合員の倉庫にそれぞれ保管しており、農事組合法人所有の農機具を保管する倉庫を建築し、併せて、育苗作業スペース及び、作業員の駐車場を計画するものです。経営農地の中心に位置し、市道にも接しており、利用する面積的にも最適であることから申請地を選定し、貸付人に申し出たものです。貸付人は組合員でもあり、これに応じたものです。賃借権の設定で、権利の移動となっております。汚水はなく、雨水は、溜枡から自然流下で農業用用排水路へ放流となっております。地域の農業として重要な施設であり、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、3番の案件は、売買による所有権の移転で、事業用駐車場の整備を するものです。譲受人は、電気通信及び電気器機製造の法人で、現在の駐車場 に工場を新築することを計画しており、従業員、業務用、来客用の駐車場48 台分を確保するため、申請地に駐車場を計画したものです。譲渡人に申出をしたもので、譲渡人は、農業後継者がいないことから、譲受人の要望に応じたものです。第1種農地ではありますが、集落に接続しており、公衆用道路と周りの農地を分断したかたちで、隣接地の営農に問題はないと思います。汚水はなく、雨水は自然流下で農業用用排水路以外の河川または水路に放流となっています。やむを得ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

### 議長 (山田会長)

続きまして、4番、6番から8番、10番から12番までの案件について、議 席番号5番 田﨑 育子委員、報告をお願いします。

### 田﨑育子委員

5番の田崎です。4番の案件について、申し上げます。11月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。申請地は、綾羅木川を挟み、新下関市街と農地が広がっている所です。第1種農地ですが、市道で分断され、集落に接続する農地でした。譲渡人は、高齢のため耕作できないことから、良好な住宅地で環境も良いことから、自己用の住宅の建築を計画した譲受人の要望に応じたものです。雨水は道路側溝に流し、生活排水は合併浄化槽となっています。開発行為許可の申請が添付されています。致し方ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

次は、6番の案件について、ご説明申し上げます。11月5日、農業委員2名、事務局職員2名と現地調査に参りました。申請地は、近くにがあり、集落に接続する第1種農地です。農地は既に造成され、砂利が敷かれ、違反転用されていました。前所有者が、許可なく平成27年10月頃行っていたようです。今回の申請は、譲受人が、県道から入り易く良好な住宅地として需要が見込まれるため、特定建築条件付売買予定地として計画し、譲渡人が応じたものです。4区画の予定です、雨水は道路側溝、農業用用排水路、生活排水は合併浄化槽となっています。違反転用の始末書、開発許可に必要な書類も添付されていました。致し方ないと思います。よろしくお願いします。

7番の案件について、ご説明申し上げます。11月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。県道長安線のを500mを500mを500mを500mを500mを50である、集落に接続し、小集団の農地の広がりのない第2種農地です。地目は畑ですが、現況は休耕地となっていました。譲受人は、現在、妻と2人暮らしですが、母と同居することになり、自己用住宅を建築することにしたもので、高齢で耕作が困難となった、農業後継者がいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものです。雨水は農業用用排水路、生活排水は合併

浄化槽となっています。水利関係者への説明もなされています。致し方ないと 思います。よろしくお願いいたします。

次は、8番の案件について、申し上げます。11月8日、事務局職員2名、農業委員2名で現地調査に参りました。申請地は、国道191号線、 があったところで、海に面しており、宅地に隣接した、小集団の第2種農地です。現況は、湿地帯も少しあり、荒廃地となっていました。農地の両サイドには、 がありました。高齢で耕作が困難となった譲渡人が、農作業の委託先も見つからないことから、電気工事を営む譲受人の資材置場、併設した事務所及び住宅を新築したいとの要望に応じたものです。 一部隣接する農地がありますが、高い所にありますので支障はないと思われます。致し方ないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

10番、11番、12番は同じ案件でございますので、一括して申し上げたいと思います。11月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査に参りました。申請地は、国道191号線、より500mくらい入った所にある、住宅集落に隣接した第1種農地です。地目は畑で、現在はセイタカアワダチソウが立ち込めていました。譲受人は2者ございまして、申請地の周辺は宅地化が進んでおりまして、譲受人は、需要が見込まれるために、10番は4区画、11番は1区画、12番は1区画とする特定建築条件付売買予定地を計画し、譲渡人は、その譲受人から申請があったため、売買に応じることにしたものです。開発行為許可申請書、道路工事施工承認申請書が添付されております。申請地の北側に農地はありますが、農地には支障はないと思われます。致し方ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

#### 議長(山田会長)

続きまして、9番の案件について、議席番号7番 下田 敏純委員、報告をお願いします。

#### 下田敏純委員

7番の下田です。11月5日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を 行いました。この農地は、農業後継者である息子さんが、隣接地に自己用住宅 を建築するということです。汚水は合併浄化槽で、雨水は道路側溝へ新設水路 を使って入っていくようになっていまして、特に農業用水に対する影響はあり ません。農業後継者が、今から活躍することを期待していますので、よろしく ご審議をお願いいたします。

#### 議長 (山田会長)

続きまして、13番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

#### 阪田 実委員

議席番号1番の阪田でございます。13番の案件について、ご説明申し上げます。11月5日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査いたしました。ここは、何回も総会に上げられて開発されているところの隣接地でございます。具体的には、宅地開発されているところでございます。譲渡人が農業ができないということで、譲受人の申出に応じたものでございます。第1種農地ではありますが、雨水、汚水とも影響はないということでございますし、現地は を出たところの近くでございますし、宅地も大きく増えている状態でございます。仕方ないかなというところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長(山田会長)

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可及び「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」「承認相当」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可について」原案のとおり許可することと決しました。また、「議案第3号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」原案のとおり「承認相当」と決しましたので、その旨の意見を付して山口県に送付することとします。

なお、1番、5番及び7番以外の案件についての許可は、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に、行うこととします。

#### 議長(山田会長)

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。 それでは、事務局の説明を求めます。

### 事務局(白田事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書85ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 筆、面積は 4 0 4 ㎡で、申請地の位置図は 8 7 、 8 8 ページ、公図は 8 9 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から西へ約980mに位置する 十地でございます。

2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田 1 筆、面積は  $4.9 \,\mathrm{m}^2$ で、申請地の位置図は  $9.0 \,\mathrm{v}$  の  $0.9 \,\mathrm{l}$  ページ、公図は  $9.2 \,\mathrm{v}$  一ジをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線梅ケ峠駅から南西へ約1.4kmに位置する土地でございます。

3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目はm2筆、合計面積は671㎡で、申請地の位置図は93、94ページ、公図は95ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線吉見駅から南東へ約650mに位置する土地でございます。

令和3年11月8日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。

いずれの案件も現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非 農地」と確認いたしました。

総会議案書86ページをお開きください。4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は400㎡で、申請地の位置図は96、97ページ、公図は<math>98ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約800mに位置する土地でございます。

現況確認願のあった土地ですが、申請者から提出がございました「現況に至った理由書」によりますと、大正4年に建築された建物は、平成6年頃に撤去され、更地として管理していたが、5年前頃から、近隣の1人に駐車場として貸付けていたところ、借受人が土地の一部を家庭菜園として利用し、現在は、原状復旧し、更地の状態である旨の記述がございます。

この度の案件が、現況確認の対象となりうるのか、また、理由書に記述されて

いる家庭菜園が農地であるかないか等を含め、事務局において疑義が生じましたので、現況確認書交付申請書受付後に、申請者に、改めて現状に至った経緯について聞き取りを行ったところ、令和3年7月に、原状復旧を目的に、約30cm程度の盛土による造成工事を行ったということでございました。

この聞き取り等に基づき、事務局が、平成25年頃の航空写真等を確認したところ、畑として利用されていたことを確認いたしました。よって、家庭菜園ではなく、農地として利用されていたと判断いたしたところでございます。

現地において、石田委員、田上委員、上野委員らに、当該航空写真等を提示の うえ、現状に至るまでの経緯等を説明、確認していただいたところ、現地は農地 であるとご判断いただきました。

本案件は、昭和45年9月末日以前には、住宅敷地の一部として利用されておりましたので、そのままであれば、現況確認書交付事務取扱要領第5条(2)に該当し、「非農地」と決定されるものでございますが、建物解体後に、畑として利用されていたことから、「現況確認書交付事務取扱要領」の「非農地」の証明基準には該当せず、また、現状は農地法の許可なく盛土による造成工事がなされており、農地法違反となっております。事務局といたしましては、原状回復の指導を検討しているところでございます。

86ページに戻りまして、5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は38 mで、申請地の位置図は $99 \times 100$  ページ、公図は101 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所長府支所から南西へ約1.6kmに位置する土地でございます。

令和3年11月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

#### 議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番及び4番の案件について、議席番号10番 田上 光義委員、報告をお願い します。

#### 田上光義委員

議席番号10番の田上と申します。さる11月8日、事務局職員2名、農業委員2名、最適化推進委員1名の5名で現地確認をいたしました。1番の案件につきまして、説明いたします。現地を確認したところ、竹、灌木等が生えておりまして、かなり大きな木が生えておりました。したがって、確認したところ、非農地と判断いたしました。よろしくお願いします。

4番の案件ですが、同じく11月8日、事務局職員2名、農業委員2名、最適化推進委員1名の5名で現地を確認いたしました。ここに写真がございます。現地に赴いた際に、たまたま当該地を耕作されていた方が通りがかりました。先程、当該地を家庭菜園にしていたということですが、家庭菜園ではないでしょう。というのは、耕作されていた方は、私どもと市場に野菜等を出荷しています。したがって、営利を目的として耕作をしていたのではないでしょうか。よって、本案件は、現況確認願により農地か否かを判断するものではないと考えています。事務局の説明にもありましたが、農地法違反の状態であると思いますので、事務局には、再度、申請者に説明をする対応をお願いしたい。申請地は、用途区分が定められている第3種農地でございます。違反転用をしている案件ではございますが、問題の解決方法についても、改めて説明を行っていただければと思います。

#### 議長(山田会長)

続きまして、2番及び3番の案件について、議席番号6番 岡本 住子委員、報告をお願いします。

### 岡本住子委員

議席番号6番の岡本です。2番と3番のご説明をさせていただきます。11月8日、農業委員2名、農地最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認いたしました。2番の方は、梅ケ峠駅から近い所にありまして、雑木が繁茂して、とても人が入れるような状況ではなかったので、これは致し方ないという案件だと思いました。

それと、3番の方ですが、墓地から、ちょっと下がった斜めの土地で、やはり 雑木と竹が生えてまして、畑といっても耕作が難しい所だと思いますので、どち らとも、非農地だと判断させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いい たします。

#### 議長(山田会長)

続きまして、5番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願い します。

#### 阪田 実委員

1番の阪田です。5番ですけれども、11月5日、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名の5名で現地確認を行いました。現地は、本当に山になっておりまして、非農地と判断いたしました。よろしくお願いいたします。

#### 議長(山田会長)

それでは、先程の4番の案件について、事務局に再度の説明を求めます。

### 事務局 (岡本主任)

お答えいたします。

今回の4番の案件についてですが、家庭菜園にあたれば、これは農地ではございません。本案件が、家庭菜園にあたるのか、いや農地なのかという判断でございますが、色々と資料等で確認いたしましたが、宅地の一部を利用しているもの、塀で囲まれたもの等を家庭菜園であると考えます。実際には、明確な基準があるものではございません。独立した農地になっているのか、いや住宅の敷地の一部を利用しているのかということが、判断の目安になっているようです。本案件についてはですね、住宅が解体され、その後、畑として利用しておりましたので、畑、農地と判断させていただきました。従いまして、田上委員からもありましたが、本案件は、現況確認願により農地か否かを判断するものではないと考えております。このことを、再度、申請者に説明し問題を解決できればと考えております。

以上でございます。

### 議長 (山田会長)

以上で、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりました。

4番については、事務局に差し戻し、対応を求めることとします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」の1番から3番まで、及び5番について、原案のとおりとすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第4号 現況確認について」の1番から3番まで、及び5番について、原案のとおりとすることと決しました。

#### 議長 (山田会長)

次に日程第5「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局(白田事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書102ページをお開きください。1番。

この案件は、令和3年11月19日公告予定分に係る決定でございます。 詳細につきましては、103ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表 (令和3年11月19日公告予定分)」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第5号関係資料 No.1」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

2番。

この案件は、令和3年12月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、104ページから105ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表 (令和3年12月1日公告予定分)」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第5号関係資料 No.2」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

### 議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおりとすることと決しました ので、その旨を下関市長に通知します。

### 議長(山田会長)

次に日程第6「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局(白田事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書106ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。

内容につきましては、107ページの「1. 農用地利用配分計画(案)(下関区域分)」と、108ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

別紙「議案第6号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を 満たしていると考えられます。

以上でございます。

#### 議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、「意見なし」とす

ることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

#### 議長(山田会長)

次に日程第7「議案第7号 農地利用最適化推進委員の承認等について」をお 諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

#### 事務局(白田事務局次長)

それでは、議案第7号の説明をいたします。

令和3年度第6回総会において、宇賀地区の推進委員1名の辞任が承認され、 令和3年9月14日から10月13日までの間、欠員補充に関する公募を行なったところでございます。結果、募集定員1名に対し、農業関係団体から1名の 推薦がございました。

この公募結果を受け、下関市農業委員会 農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会 設置要綱第2条の規定に基づき、11月1日月曜日、午前10時00分から豊浦総合支所2階会議室において候補者評価委員会を開催したところでございます。

評価委員は、山田会長、田崎 会長職務代理、岡本委員、岩本委員、事務局長 の5名でございます。

評価委員会当日、評価委員5名全員の出席があり、設置要綱第4条第2項に規定する 委員会成立要件であります過半数以上の出席をいただきました。

評価委員会において、被推薦者は、農業関係団体での役員経験、募集地区における営農経験等があり、推進委員としての活躍がおおむね期待できるとの意見があり、基礎評価及び評価委員による評価結果に併せ審議した結果、農地利用最適化推進委員候補者として選考されました。

その結果を受けまして、委嘱の可否について、ご審議いただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

#### 議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号農地利用最適化推進委員の承認等について」承認する ことに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認することと決しまし

た。

以上で、すべての議事が終了しました。

### 議長(山田会長)

続きまして、日程第8「報告第1号」から日程第18「報告第11号」までを 一括して、事務局に報告を求めます。

#### 事務局(中川事務局長補佐)

ご報告いたします。

総会議案書110から112ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、10件ございました。

113ページ、報告第2号「農地法第4条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、1件ございました。

簡易な事項についての処理に関することにより専決により承認いたしました。 119から121ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、11件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により受理通知書を交付いたしました。

122ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により通知書を交付いたしました。

123ページ、報告第5号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出の変更について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりました ので、専決により県に送付いたしました。

124ページ、報告第6号「現況確認について」は、2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により、現況確認書を交付いたしました。

131ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を 行い、専決により証明書を交付いたしました。

132ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

133ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する照会及び証明について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を 行い、回答及び証明書を交付いたしました。

134から135ページ、報告第10号「令和3年度第7回総会議案第3号の審議案件の訂正について」は、4件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

報告第11号関係資料をご覧ください。

報告第11号「令和4年度 下関市農業施策に関する意見書の提出について」をご説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第38条第1項に「農業委員会は、市長に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と規定されていることを受けて行うものです。

本来であれば、農業委員、農地利用最適化推進員等の皆様から意見をいただき、それを整理、検討していただき、まとめるものではございますが、意見聴取の時期が皆様のお仕事の輻輳期と重なることに加えまして、本年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により一同に会して議論を行うことが困難でしたので、昨年度いただいたご意見と山口県農業会議の資料により、事務局で整理させていただきました。これを基に、委員の皆様のご意見をいただければと考えております。

意見の主旨をご説明いたします。

1. 農事組合法人の経営改善のための支援について

これは、農事組合法人であるため、経理事務を実施し財務諸表等を作成しなければなりません。また、作成した財務諸表等を活用し経営的な判断を行う必要があります。いずれも専門的な知識を要するものですので、この分野において何らかの支援を行うよう求めるものです。

2. 新規就農者の農業参入の支援について

意見書では、支援の薄いと思われる事例を挙げ、支援の新たな仕組を設けることを求めています。

しかし、ここで本当に求めているのは「新規就農に関する総合窓口」を設けて欲しいというものです。どこに行って相談をすれば、就農のための準備を始められるのかを明確にして欲しいというものです。

新規就農にあたり、希望者の描いている営農計画をしっかりと聞いていただき、就農には「資金の調達」、「知識、技術の習得」、「農地の確保」、「設備や機械の確保」、「販路確保と営業方法」等の事項をクリアすることが必要であると説明し、それぞれの事項の相談窓口を案内して欲しいというものです。

#### 3. 鳥獣害対策について

生産者の取り得る主な鳥獣害対策は、(1)囲える畑はネットや柵で囲う、(2)「ひこばえ」が発生しないよう耕起する、及び収穫残渣や不要果樹を確実に処分することで、集落内の「エサ場」をなくす、(3)組織的に追い払う等があります。

しかし、いずれの対策も、経費、知識が必要であるため、支援を求めるもので す。

市長へは、明日17日、山田会長と田﨑会長職務代理者に提出していただく予定としています。

以上、ご報告いたします。

### 議長 (山田会長)

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第11号までについて、質問等はございませんか。

### 金田豊和委員

はい。

## 議長 (山田会長)

どうぞ。

### 金田豊和委員

議席16番の金田です。報告第11号についてですが、今年は米価がすごく下がっています。このような米価では、私たちがいくら頑張っても、農地の賃貸借、 遊休農地の解消は進まないと思います。米価下落に伴う農家への支援を行っていただくよう、口頭ででも加えていただければと思います。

#### 議長(山田会長)

米価下落の影響を受け、営農に苦慮している農業従事者に対して、行政支援を 求めるという趣旨でよろしいですか。明日、市長に意見書を手交する際に、口頭 で要望します。

#### 加藤ソメ委員

はい。

#### 議長(山田会長)

どうぞ。

#### 加藤ソメ委員

議席番号8番の加藤です。報告第11号について、意見があります。新規就農者を求めても、現在の魅力のない農業では、誰も就農しないと思います。国の支援がなければ難しいのでしょうが、市の取組として、「儲かる農業」を企画して欲しい。新規就農者を支援する取組をしても、儲からなければ誰も振り向いてくれません。現状は、農業従事者が誰か欠ければ、農地は消えるか荒れるだけです。市内の作物の価値を高める、販路を拡大するための仕掛けを、行政に企画していただきたい。

### 議長(山田会長)

新規就農について、側面からの支援だけでは十分ではない。儲かるという実感が得られるように、販売への支援、販路拡大のための対策についても、行政にお願いするという趣旨でよろしいですか。

本日、お伺いした意見については、明日、市長に伝えたいと思います。

他にございますか。

上記の議事録は正確と認め署名する。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第8回定例総会の閉会」を 宣告いたします。

(終了時刻11時25分)

議長	
署名委員	
署名委員	